

福津市内で占用許可手続きをされる皆様へ

# 景観重要公共施設内の占用許可申請には 福津市の事前確認が必要です！

福津市では、特に良好な景観づくりのために重要な道路、河川、海岸、漁港といった公共施設を、管理者との協議の上、景観形成の方針に沿った整備や利用が図れるように景観重要公共施設として位置づけ、整備に関する事項と占用許可基準を設けています。

これらの景観重要公共施設において工作物の占用許可申請等を行う場合は、景観計画に定める占用許可基準に配慮した上で管理者に申請し、許可を受けることが必要です。

## ○対象となる公共施設と法令

- 道路 … 国道3号、国道495号など41路線（道路法第32条第1項または第3項の許可）
- 河川 … 西郷川（河川法第24条、第26条第1項の許可）
- 漁港 … 津屋崎漁港（漁港漁場整備法第39条第1項の許可）
- 海岸 … 津屋崎地区海岸（海岸法第7条第1項の許可）

## ○占用許可基準

対象施設	占用許可基準
道路	<ul style="list-style-type: none"><li>○工作物等の配置<ul style="list-style-type: none"><li>・眺望景観に対する視点場の確保に配慮する。</li><li>・標識やサイン等の認知を妨げない配置とする。</li></ul></li><li>○工作物等の形態意匠<ul style="list-style-type: none"><li>・周辺の自然環境や歴史的環境、公共施設との調和に配慮し、整然とした形態意匠とする。</li></ul></li><li>○工作物等の色彩<ul style="list-style-type: none"><li>・景観重点区域等の歴史的な雰囲気のある区域を通る区間については、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に努める。</li></ul></li></ul>
河川 漁港 海岸	<ul style="list-style-type: none"><li>○工作物の形態意匠、色彩<ul style="list-style-type: none"><li>・自然環境や周囲の歴史的環境、公共施設との調和のため、工作物は整然としたものとともに、落ち着いた色彩とする。</li></ul></li></ul>

## ○占用許可申請に関する事前確認の手続き

- ・占用許可申請書をそのままお持ちください。
- ・提出部数は、占用許可申請に必要な部数+1部（福津市の控え）となります。
- ・市で事前審査を行い（1週間程度）、事前確認書を添えてお返しいたします。
- ・お返しした占用許可申請書に市発行の事前確認書を添えて、公共施設管理者に占用許可申請を行ってください。

問い合わせ 福津市 都市整備部 都市計画課 都市政策係

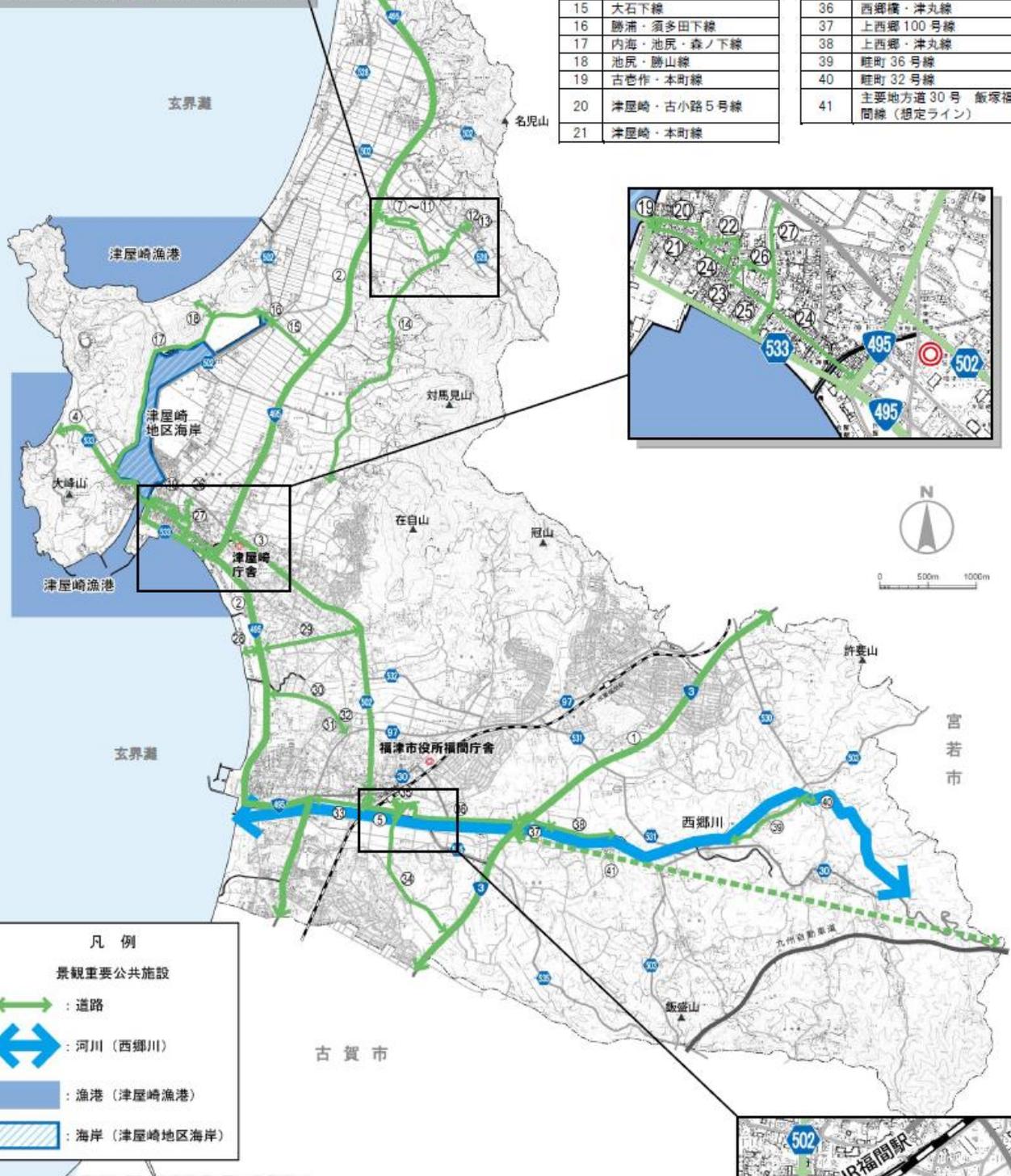
住所 〒811-3293 福岡県福津市中央1丁目1-1

TEL0940-62-5036 FAX0940-43-9005 MAIL toshi@city.fukutsu.lg.jp



番号	路線名
1	国道3号
2	国道495号
3	県道502号玄海田島福岡線
4	県道533号渡津屋崎線
5	県道535号鷹野福岡線
6	勝浦浜海岸線
7	勝浦84号線
8	勝浦82号線
9	新原坂・奴山線
10	奴山38号線
11	奴山49号線
12	奴山・石原1号線
13	奴山・石原2号線
14	山手線
15	大石下線
16	勝浦・須多田下線
17	内海・池尻・森ノ下線
18	池尻・勝山線
19	古巻作・本町線
20	津屋崎・古小路5号線
21	津屋崎・本町線

番号	路線名
22	津屋崎・沖町1号線
23	津屋崎47号線
24	新浜山・古巻作線
25	魚町・沖町線
26	横町・新屋敷線
27	天神町・古巻作線
28	宮司・大ヒタイ2号線
29	福岡停車場・汐井線
30	今川・芋線
31	線町35号線
32	昭和町58号線
33	福岡駅・松原線
34	四角・両谷線
35	福岡駅東口線
36	西郷橋・津丸線
37	上西郷100号線
38	上西郷・津丸線
39	畦町36号線
40	畦町32号線
41	主要地方道30号 飯塚福岡線(想定ライン)



凡例

景観重要公共施設

- : 道路
- : 河川(西郷川)
- : 漁港(津屋崎漁港)
- : 海岸(津屋崎地区海岸)

▲景観重要公共施設位置図

